

井原市社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人井原市社会福祉協議会が設置する井原市社会福祉協議会障害福祉相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「事業」という。）に関し、人員および運営に関する事項を定め、事業の適正な運営と適切な指定相談支援の提供を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うものである。

2 事業の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

4 事業の実施に当たっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

5 事業の実施に当たっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 井原市社会福祉協議会障害福祉相談支援事業所

(2) 所在地 岡山県井原市井原町1110番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名（常勤で専従）

(2) 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(3) 相談支援専門員2名（常勤で専従または兼務）

相談支援専門員は生活全般に関する相談、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成及び継続的なモニタリング等に関する業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時から11時30分、及び午後2時から5時までとする。
- (5) 前各号に規定する営業日及び営業時間等のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとる。

(指定計画相談支援・指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第6条 この事業所が提供する指定計画相談支援・指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活全般に係る相談
 - (2) 地域の障害福祉サービス事業者、又は障害児通所支援事業者等の情報提供
 - (3) サービス等利用計画等の作成
 - (4) 訪問によるモニタリング
 - (5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- (1)から(4)に付帯するその他必要な相談支援、助言等

(利用者等から受領する費用の額等)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受ける。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援等を提供する場合は、公共交通機関を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収する。なお、事業所の自動車を利用したときは、次の額を徴収する。

- (1) 通常事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満 200円
- (2) 通常事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートルを超える毎に上記(1)に200円を加算する

3 事業者は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付しなければならない。

4 事業者、第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、井原市の全域とする。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第9条 事業所において事業を提供する対象者は、身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(苦情解決)

- 第11条 事業者は、提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、提供した指定計画相談支援等に関し、障害者総合支援法及び児童福祉法(以下「法」という。)の定めるところにより、井原市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して井原市が行う調査に協力するとともに、井原市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供した指定計画相談支援等に関し、法の定めるところにより、井原市長が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して井原市長が行う調査に協力するとともに、井原市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(事故発生時の対応)

- 第12条 事業者は利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、井原市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
- 3 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(研修)

- 第13条 事業者は、従業員の資質の向上を図るために研修の機会を設けるとともに、適切かつ効率的に事業が実施できるよう従業員の勤務の体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(秘密保持)

- 第14条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密の保持をするべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(サービス提供の記録)

第15条 事業者は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

2 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する次に掲げる記録を整理し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存する。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ア サービス等利用計画案等及びサービス等利用計画等
 - イ アセスメントの記録
 - ウ サービス担当者会議等の記録
 - エ モニタリングの結果の記録
- (3) 市町への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。